

太田市公告

太田市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年太田市条例第265号）第6条の規定に基づく公の施設に係る指定管理者の指定を行ったので、太田市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則（平成17年太田市規則第289号）第5条の規定により次のとおり公告する。

令和7年1月16日

太田市長 清水 聖 義

1 公の施設の名称及び所在地

- (1) テクノプラザおおた 太田市本町29番1号
- (2) テクノプラザおおた駐車場 太田市本町28番8号

2 指定管理者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名

- (1) 名 称 一般財団法人地域産学官連携ものづくり研究機構
- (2) 主たる事務所の所在地 太田市本町29番1号
- (3) 代表者の氏名 代表理事 清水 聖 義

3 指定の期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで